

令和8年度山鹿市営墓地利用公募に伴う利用許可事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山鹿市営墓地条例施行規則（平成17年1月15日山鹿市規則第117号。以下「規則」という。）に基づく令和8年度山鹿市営墓地利用公募（以下「利用公募」という。）及び利用許可の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用公募)

第2条 利用公募の期間は、令和8年8月3日から8月31日までとする。

2 利用公募の対象区画数は、A区画…1、B区画…18、C区画…7 とする。なお、8月31日までに墓地区画の返還があった場合は、当該区画も利用公募を行うものとする。

(申請等)

第3条 利用公募に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、墓地利用公募申請書（別記第1号様式）により行うものとし、前条第1項に定める期間内に環境課及び各市民センターにおいて受け付けたもの、又は郵送により送付され、かつ、前条に定める期間内の消印があるものを有効とする。

2 前項に規定する申請は、A・B・C区画のいずれか1区画のみ申請できるものとする。ただし、次に掲げる者については、申請を行うことができない。

(1) 申請者と同一世帯の者

(2) 申請者の親族

(3) 既に山鹿市営墓地の利用許可証の交付を受けている者又はその同一世帯の者

(4) 同一利用公募期間内において既に申請を行った者又はその同一世帯の者

3 申請者は、本市に住所を有する者又は本市に本籍を有する者で、かつ、市税等の滞納がない者でなければならない。

(抽選)

第4条 利用公募区画は、抽選によって決定する。申請者本人又はその委任を受けた代理人をもって、区画の種別ごとに抽選順位を決定するための予備抽選を行い、その結果の昇順に、利用許可予定区画の本抽選を行う。

2 抽選当日に申請者本人又はその代理人が抽選に参加できない場合は、市職員を代理人とすることができる。その場合、その者の抽選は参加者による抽選が終わった後に行うものとする。

3 第1項の抽選は、令和8年10月3日午前10時から実施する。ただし、災害その他やむを得ない事情により、抽選会の実施が困難であると認められるときは、この限りでない。

(利用許可予定区画の決定)

第5条 前条に規定する抽選により当選した番号を利用許可予定区画の区画番号として決定する。

2 決定した区画番号は、区画決定通知書（別記第2号様式）に記載し、当該区画の使用料

及び管理料の額を記載した納付書、その他必要書類とともに申請者に交付する。

(使用料等の納付)

第6条 前条に基づき納付書等を受け取った申請者は、令和8年10月13日から10月30日までの期間内に使用料及び管理料を納付しなければならない。

(利用許可)

第7条 利用許可は、第4条に規定する抽選に参加して利用許可予定区画の決定を受けた申請者で、前条に定める期間内に使用料を納付し、規則第3条に規定する墓地利用許可申請書(様式第1号)を提出した者に対して行う。

(利用許可申請及び利用許可予定区画の辞退)

第8条 第4条に規定する抽選に参加しなかった場合(代理人をもって参加する場合を除く。)又は第6条に規定する期間内に使用料を納付しなかった場合は、利用許可申請及び利用許可予定区画の利用を辞退したものとみなす。

附 則

この要領は、令和8年8月3日から施行する。